

令和 8 年 度

企業局事務事業概要

令和 8 年 4 月

茨城県企業局

目 次

■	令和8年度 企業局事業執行方針	4
1	企業局の組織	6
2	令和8年度予算の概要	7
3	水道用水供給事業の概要	8
4	工業用水道事業の概要	9
5	水道事業の広域化の概要	10
6	企業局経営戦略の概要	15
7	地域振興事業の概要	16
8	浄水場のしくみ	18
9	水質検査の概要	20
10	水道施設の整備について	22
11	企業局のDX推進計画について	25
12	独占禁止法違反に係る活性炭販売業者への損害賠償請求訴訟	28

令和8年度 企業局事業執行方針

1. 経営の基本

- (1) 安全で安心な水を安定的・継続的に供給すること
- (2) 時代のニーズに即した事業を実施すること
- (3) 公営企業として常に健全経営をめざすこと

2. 事業執行方針

○人口減少により水需要が減少し、経営環境が厳しさを増す中、県民のライフラインである水を安定的・継続的に供給するとともに、企業立地等による地域振興を図るため、『企業局経営戦略』を踏まえ6つの方針を定め、事業を推進する。

- (1) 「茨城県水道ビジョン」に基づく広域連携の推進
- (2) DX推進計画によるデジタル技術の活用と新技術の導入
- (3) 水道用水供給事業の経営基盤の強化
- (4) 安定的に工業用水を供給できる事業環境の整備
- (5) 大規模災害に備えた危機管理対策の強化
- (6) 新たな工業団地の整備等による地域振興

3. 主要事業

(1) 「茨城県水道ビジョン」に基づく広域連携の推進

水道事業の経営の一体化の推進

- ・水道事業の一体化に係る調整・体制整備及び法定協議会等の運営

新規・経営統合を見据えた経営の基本的な方針、将来ビジョンの作成

新規・AIを活用した管路評価及び投資・財政計画の作成

新規・末端給水事業を運営するための創設認可申請、財務会計システム構築及びネットワーク整備

【法定協議会における検討項目】

- ・企画関連事務（組織構成・事務分担、身分移管等、危機管理体制、減免制度、営業窓口等）の検討・調整
- ・総務関連事務（資産継承、予算・決算、経理、会計システム、各種例規、情報セキュリティ等）の検討・調整
- ・業務関連事務（投資・財政計画、水道料金体系等）の検討・調整
- ・施設関連事務（給水装置、工事指定業者、建設・工務、運転監視、浄水場等施設、水質管理等）の検討・調整

(2) DX推進計画によるデジタル技術の活用と新技術の導入

①水道事業の広域化を見据えた施設管理の効率化及び水道インフラの長寿命化に向けたデジタル化の積極的な推進

- ・ドローンを活用した水道施設点検の推進（R7年度～）
- ・浄水場におけるAIを活用した自動運転及び集中監視の推進（R5年度～）
- ・工業用水スマートメーターの広域的な導入（R6年度～R8年度）
- ・施設更新周期の最適化に向けたAIによるポンプ等の機器状態診断の活用（R3年度～）
- ・中央監視設備遠隔監視システムを活用した危機管理体制の強化（R4年度～）

②震ヶ浦浄水場への新たな浄水処理施設の整備

- ・高速砂ろ過池の整備（R5年度～R8年度）

(3) 水道用水供給事業の経営基盤の強化

- ① 県南西広域水道用水供給事業の統合による施設等の整備
 - ・ 管路及び増圧ポンプ場の整備等 (R3 年度～)
- ② 水道への加入促進による県水の利用促進
 - ・ 水道加入促進策を実施する市町村等に対する使用料金の一部減額
- ③ 安定的・効率的な浄水場の運転管理体制の確立
 - ・ 公益財団法人茨城県開発公社への運転管理業務委託
- ④ 水道普及啓発活動及び広報の充実
 - ・ 教育現場や各種イベント等を通じた水道普及啓発活動の実施
 - ・ 企業局ホームページ等による情報発信

(4) 安定的に工業用水を供給できる事業環境の整備

- ① 安定的・効率的な浄水場の運転管理体制の確立
 - ・ 公益財団法人茨城県開発公社への運転管理業務委託 [再掲]
 - ・ 那珂川浄水場の運転管理業務・保全業務の一体的な民間委託 (R6 年度～R10 年度)
- ② 新規受水企業を対象とした優遇制度の推進
 - ・ 新規立地企業に対する工業用水道料金の優遇
 - ・ 県南西広域工業用水道事業における管路整備費の一部免除

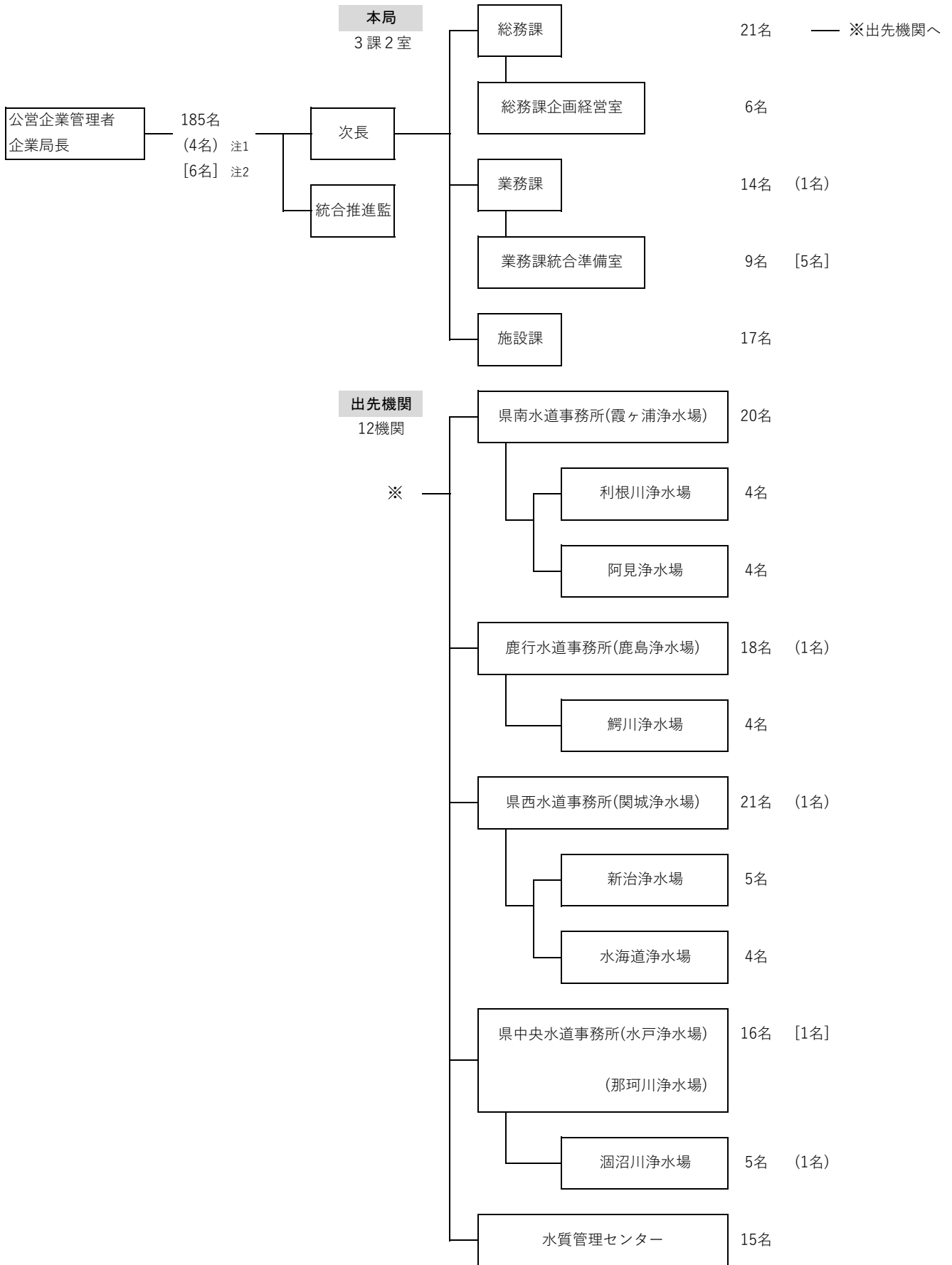
(5) 大規模災害に備えた危機管理対策の強化

- ① 管路の耐震化の推進
 - ・ 管路更新計画 (H24 年度～R9 年度) に基づく耐震化及び老朽化対策の推進
- ② 老朽化施設の計画的な設備更新
 - ・ 水海道浄水場 (R7 年度～)、新治浄水場 (工水 : R7 年度～)、水戸浄水場 (R7 年度～)、
澗沼川浄水場 (R8 年度～)、那珂川浄水場 (R8 年度～)
- ③ 停電対策の強化
 - ・ 板戸井・小山取水場 (R7 年度～R9 年度)、木原取水場 (R7 年度～R9 年度) への自家発電設備導入
 - ・ 協定に基づく民間事業者による災害時における発電機等の供給支援
- ④ 災害対策訓練の充実
 - ・ 水道事務所等における情報伝達及び漏水等対応訓練の実施
 - ・ 自然災害や原子力災害等の大規模災害に備えた他部局との合同での災害対策訓練の実施
- ⑤ 大規模災害時における広域連携の強化
 - ・ 大規模災害を想定した東京都との連携による他事業者からの救援隊の受入れと活動支援の訓練

(6) 新たな工業団地の整備等による地域振興

- ① 圏央道沿線地域における工業団地の整備等
 - ・ 坂東山地区土地造成事業 (フロンティアパーク坂東) の造成工事及び分譲等
- 新規**・ 新たな産業用地造成事業 (阿見実穀地区) における設計、用地取得及び造成工事等
- ② ひたちなか地区における工業団地の整備等
 - ・ ひたちなか地区土地造成事業 (第 1 期・第 2 期拡張地区) の造成工事及び分譲等
- ③ 市町村等と連携した工業団地の立地企業に対するフォローアップ
 - ・ 個別訪問による立地企業のニーズの把握

1 企業局の組織（令和8年4月1日現在）



注1) ()は再任用職員数で内数。

注2) []は市町村実務研修生数で外数。

2 令和8年度予算の概要

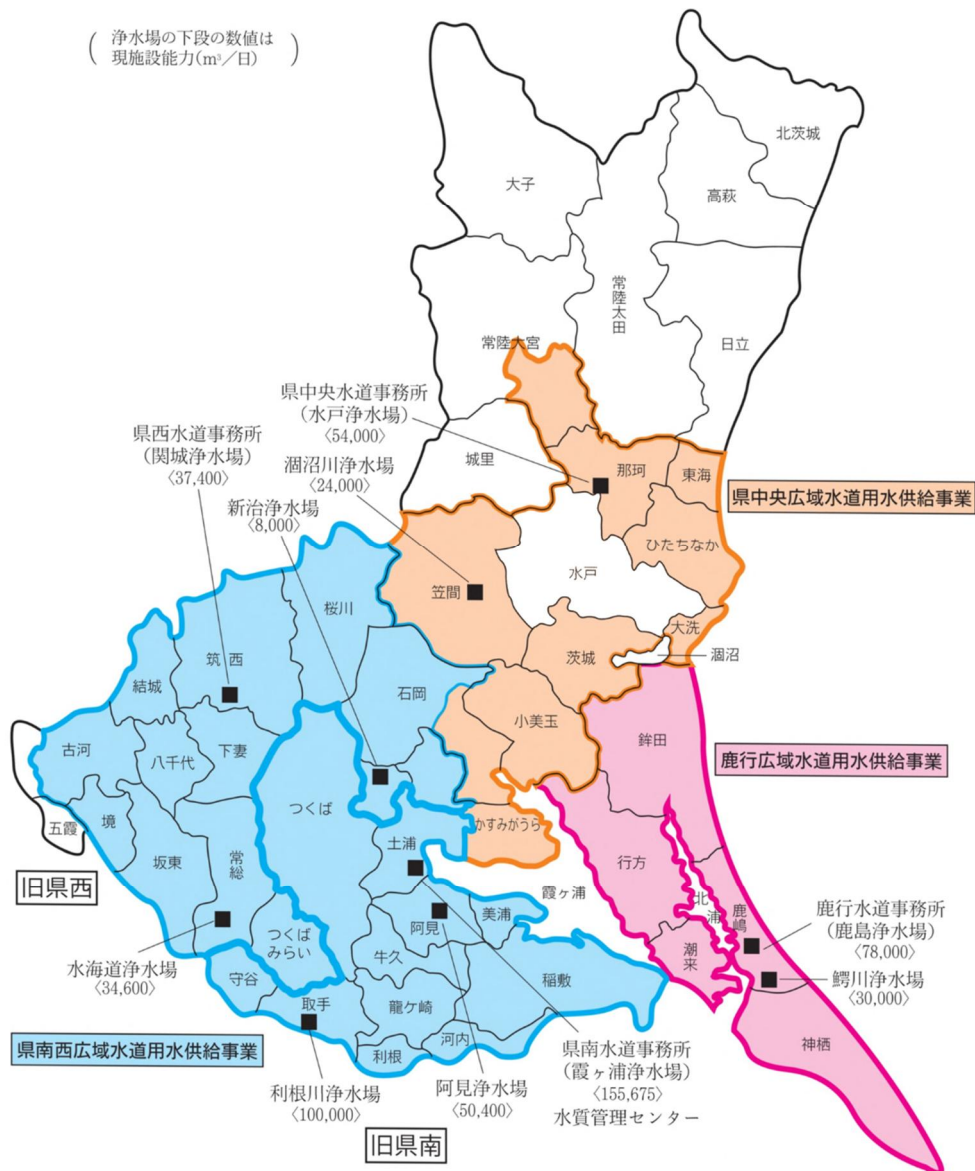
(単位：千円)

事業名	収入の部		支出の部		差引
水道用水供給事業	収益的収入	20,204,422	収益的支出	21,117,094	△ 912,672
	(主なもの)		(主なもの)		
	料金収入	17,676,740	維持管理費	12,121,944	
	一般会計補助金	115,471	減価償却費等	7,480,592	
	長期前受金戻入	1,659,595	企業債の利息	510,680	
	資本的収入	7,949,630	資本的支出	21,550,798	△ 13,601,168
	国庫補助金	3,124,657	施設建設及び改築費等	9,404,462	
	企業債	1,657,100	負担金	5,000,019	
出資金等	2,491,673	企業債の償還金	3,202,809		
工業用水道事業	収益的収入	13,598,377	収益的支出	12,657,328	941,049
	料金収入等	12,054,551	維持管理費	6,918,345	
	一般会計補助金	55,792	減価償却費等	5,203,716	
	長期前受金戻入	1,118,904	企業債の利息	215,470	
	資本的収入	7,149,665	資本的支出	15,461,590	△ 8,311,925
	国庫補助金	188,400	施設建設及び改築費等	6,077,411	
	企業債	4,392,900	負担金	759,428	
	負担金	2,568,365	企業債の償還金	1,033,645	
地域振興事業	収益的収入		収益的支出		521,112
	土地造成事業収益的収入	24,464,974	土地造成事業収益的支出	23,943,862	
	土地売却収益	24,329,187	土地売却原価	23,337,769	
	負担金	108,184	一般管理費	76,274	
			負担金	385,480	
	資本的収入		資本的支出		0
	土地造成事業資本的収入	20,916,454	土地造成事業資本的支出	22,731,766	△ 1,815,312
	企業債	20,717,200	委託料	20,601,477	
受託工事収入	195,677	償還金	606,200		
計	収益的収入	58,267,773	収益的支出	57,718,284	549,489
	資本的収入	36,015,749	資本的支出	59,744,154	△ 23,728,405
	合計	94,283,522	合計	117,462,438	△ 23,178,916

※資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額23,728,405千円は、損益勘定留保資金等で補填する。

3 水道用水供給事業の概要

水道用水供給事業区域図



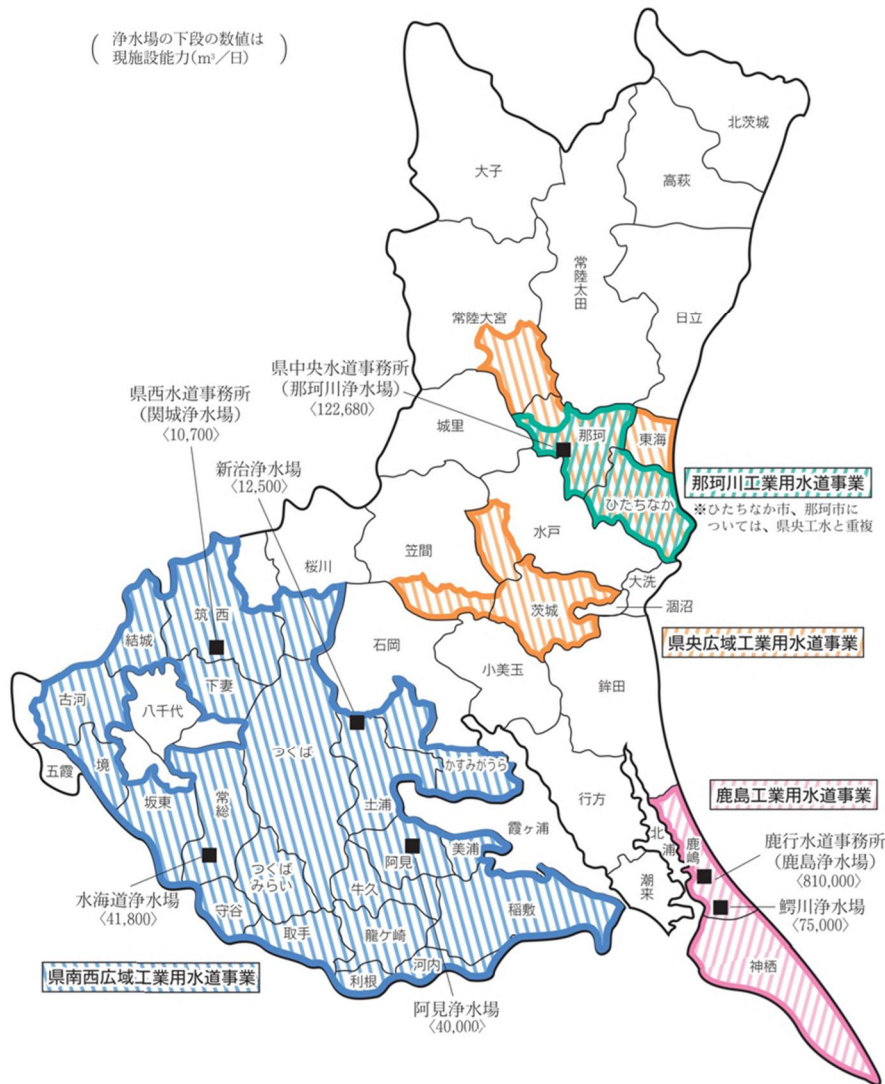
水道用水供給事業の概要

(令和8年4月1日現在)

名称	県南西広域水道用水供給事業	鹿行広域水道用水供給事業	県中央広域水道用水供給事業	合計
給水対象市町村等	19市町村 1企業団	5市	9市町村 1企業団	32市町村 2企業団
施設能力 () : 計画水量	386,075 m³/日 (386,075 m³/日)	108,000 m³/日 (108,000 m³/日)	78,000 m³/日 (240,000 m³/日)	572,075 m³/日 (734,075 m³/日)
契約水量 () : 未契約水量	364,075 m³/日 (22,000 m³/日)	93,850 m³/日 (14,150 m³/日)	53,413 m³/日 (24,587 m³/日)	511,338 m³/日 (60,737 m³/日)
基本料金〔月額〕	旧県南 1,290 円/m³ 旧県西 1,850 円/m³	1,500 円/m³	1,640 円/m³	—
使用料金	旧県南 45 円/m³ 旧県西 61 円/m³	54 円/m³	65 円/m³	—
主な水源	霞ヶ浦開発、ハッ場ダム、渡良瀬遊水池、湯西川ダム	霞ヶ浦開発	霞ヶ浦導水、飯田ダム	—
給水開始	昭和35年12月	昭和43年8月	平成4年1月	—

4 工業用水道事業の概要

工業用水道事業区域図



工業用水道事業の概要

(令和8年4月1日現在)

名称	那珂川工業用水道事業	鹿島工業用水道事業	県南西広域工業用水道事業	県中央広域工業用水道事業	合計
給水区域	2市	2市	16市町	3市村	22市町村
給水先	7社9事業所	66社73事業所	133社146事業所	17社19事業所	223社247事業所
施設能力 () : 計画水量	76,680 m ³ /日 (76,680 m ³ /日)	885,000 m ³ /日 (960,000 m ³ /日)	125,000 m ³ /日 (165,000 m ³ /日)	46,000 m ³ /日 (62,000 m ³ /日)	1,132,680 m ³ /日 (1,263,680 m ³ /日)
契約水量 () : 未契約水量	73,850 m ³ /日 (2,830 m ³ /日)	813,919 m ³ /日 (71,081 m ³ /日)	100,928 m ³ /日 (24,072 m ³ /日)	40,863 m ³ /日 (5,137 m ³ /日)	1,029,560 m ³ /日 (103,120 m ³ /日)
料金	28 円/m ³	1・2期 18 円/m ³ 3期 45 円/m ³	93 円/m ³	56 円/m ³	—
主な水源	那珂川自流	霞ヶ浦開発	霞ヶ浦開発	霞ヶ浦導水	—
給水開始	昭和41年10月	昭和44年2月	昭和63年4月	平成13年10月	—

5 水道事業の広域化の概要

1 現況

急速な人口減少が進む中、市町村や当局などの水道事業者が将来にわたり安全で良質な水を安定的かつ効率的に供給し、水道事業の経営健全化を図ることを目的として、水道事業の経営統合や共同発注等の広域連携に関して、政策企画部を中心に市町村等と検討を進めてきたところ。

令和7年2月26日に、県企業局を統合先とする経営統合を進める方針に合意した21市町村と基本協定を締結し、同日付けで水道法に定める法定協議会（会長：知事、副会長：県企業局長、委員：構成市町村長）を設置。

さらに、令和8年2月5日には、新たに7つの市・企業団と基本協定を締結し、今後は企業局と28市町村等で経営統合に向けた協議を進める。

（参考1）経営統合の意向状況（R8.3月末時点）

区分	市町村等名
令和7年度 基本協定締結 (7事業体)	下妻市、常総市、鹿嶋市、潮来市、坂東市、かすみがうら市、 湖北水道企業団
令和6年度 基本協定締結 (21事業体)	古河市、石岡市、結城市、笠間市、常陸大宮市、筑西市、稲敷市、桜川市、 行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、 大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、栃木県野木町※
単独経営継続 (15事業体)	水戸市、日立市、土浦市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、つくば市、 ひたちなか市、守谷市、那珂市、神栖市、東海村、五霞町、境町、 茨城県南水道企業団

※野木町は、現状、古河市と浄水場を共同で設置。県境をまたいだ越境での統合は全国初

（参考2）基本協定の概要

知事、県企業局長及び28市町村等の首長が、経営統合の実現に向けた基本的な方向性について定めた基本協定を締結。

項目	概要
経営統合の目的	本県水道事業の経営健全化及び基盤の強化
経営統合の対象	水道事業（簡易水道事業を除く）及び水道用水供給事業
経営統合の時期	協定締結後3年程度以内
経営統合の方法	事業ごとに区分経理（当面料金統一はしない。）
経営統合の主体	県企業局（事業経営・執行を県企業局が行う。）
運営体制	経営統合時は市町村からの自治法派遣等
資産等	水道事業の用に供する資産・負債・資本は企業局が継承
投資・財政計画の策定・公表	市町村等は経営統合までに投資・財政計画を策定・公表
法定協議会	経営統合に向けた検討を行うため、県知事及び市町村長等を構成員として設置

2 経営統合に向けた調整状況

(1) 経営の基本的な方針の作成

- ・経営統合前に県企業局、各市町村等との間で、経営統合後の水道事業の経営について、組織や人事、予算・決算、投資・財政計画、施設整備などについて、基本的な方針や条件等を定める計画書。
- ・これまで、法定協議会の下に設置した作業部会において各市町村と意見の集約を図り、2/27の法定協議会において、特に重要な項目について承認を得た（参考4参照）。
- ・令和8年度以降も引き続き、各項目について調整を進める。

(2) 投資・財政計画の策定

- ・経営統合前に県企業局、各市町村等との間で、30年後の事業統合を見据え経営水準向上・平準化を図ることを目的に、経営統合する各水道事業の投資計画及び財政計画を作成するもの。
- ・これまで、管路更新を法定耐用年数でなく、実耐用年数等に基づくアセットマネジメント基準で更新する場合の費用等を試算してきたが、過剰な投資、急激な料金値上げが懸念されることが判明。
- ・今後、事業費縮減を図るため、AI管路評価を実施し、更新が必要な管路の絞り込みや優先順位を付けた投資計画を作成する。また、物価上昇率なども考慮した財政計画を作成する。

(3) 水道事業の創設認可の取得

- ・県企業局が各市町村の水道事業を継承し運営するために、水道法に基づき各水道事業の創設認可を取得するもの。
- ・今後、令和9年度中の認可取得に向けて、国土交通省等と協議を進める。

(4) 組織・人員体制

- ・経営統合後の組織・人員体制について、現在の市町村水道担当課、湖北水道企業団を県企業局の出先機関（支所）に位置付けること、市町村職員は地方自治法に基づき県に派遣し、企業局の身分を併任すること、湖北水道企業団は解散の手続きを進めるとともに職員は県企業局職員として身分移管することなどを、法定協議会において決定。
- ・今後、市町村職員の派遣及び湖北水道企業団職員の身分移管について、各事業体及び県総務部と詳細な勤務条件等の調整を進める。

(5) 各条例の制定改廃等

- ・県企業局が各市町村の水道事業を継承し運営するために、県においては条例の制定・改正を、市町村等においては条例の改廃等を行うもの。
- ・今後、条例の制定・改正に向けて、関係機関と協議を進める。

3 今後の予定について

経営統合に向けて、経営の基本的な方針や投資・財政計画などについて、法定協議会や作業部会を通じて、各市町村等と調整を進める。

年度	R8	R9	R10以降
スケジュール（案）			
取組内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の基本的な方針策定に向けて、作業部会において詳細調整 ・県企業局、各市町村において経営統合に向けた準備作業実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の基本的な方針策定 ・茨城県企業局経営戦略策定 ・県企業局、各市町村において、議会報告などの必要手続き実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業局による市町村末端給水事業の着実な経営

(参考3) 広域連携による概算効果額 (統合28団体の2070年度までの概算効果額：約1,793億円以上※)

項目	内容	効果額
建設改良費 (政策企画部試算)	水道施設の最適化(浄水場の統廃合)により、将来、小規模浄水場の更新に必要で合ったコスト等を削減	約791億円
維持管理費 (政策企画部試算)	水道施設の最適化(浄水場の統廃合)により、浄水場の維持管理費に係る人件費・動力費等のコストを削減	約198億円
国交付金の活用 (政策企画部試算)	経営の一体化により新たに活用が可能となる国交付金による財源確保(県企業局298億円、市町村244億円)	約654億円
組織の集約化による人件費の削減 (企業局試算)	将来、事務所を統合し、必要人員が減少することによる人件費の減	約126億円
AI活用による電力削減 (企業局試算)	AIを活用し、夜間電力を最大限活用することによる電気代減	約24億円
計		約1,793億円

(参考4) 法定協議会での協議事項

部会	検討項目例	決定済み重要事項、調整中の重要事項 (●：決定済み ○：調整中)
総務	A:資産の継承、予算・決算、会計システム、経理業務 B:例規制定・改廃、文書・公印管理等、法制文書 C:情報セキュリティ・ネットワーク、庁舎・公用車管理等 D:福利厚生等	A:●水道事業の用に供する資産で固定資産台帳に記載のある資産については、原則全て県(企業局)が継承。 ●水道事業の用に供していない資産は、企業局は原則引き継がない。 ●経営統合後は、借地権等の権利義務を県が継承。 ●財務会計システムは、県企業局のシステムに統一。 ○台帳と現物の実地調査や、借地、占用許可等について調査を行い経営統合までに市町村において整理。 ○県の予算科目及び勘定科目への統一や予算編成方法及び決算調製方法の基本方針について整理 B:●文書管理・決裁、グループウェアなどの総務系システムは県システムを利用、料金などの業務系システムは、財務会計システムを除き、当面統合しない。 C:●統合前までに県のネットワークを整備。 ●県情報セキュリティポリシーに基づく体制を構築。

部会	検討項目例	決定済み重要事項、調整中の重要事項 (●：決定済み ○：調整中)
企画	<p>A:組織構成、事務分担、運営体制</p> <p>B:市町村職員の派遣等</p> <p>C:災害・事故発生時の対応</p> <p>D:災害時・福祉等の料金減免制度</p> <p>E:営業窓口の設置・運営、給水契約、検針業務、料金収納・滞納整理等</p> <p>F:議会、中央要望等</p>	<p>A:●現在の市町村水道担当課を県企業局の出先機関(支所)に位置付け。詳細は今後調整。</p> <p>●湖北水道企業団は解散に向けて準備を進める。</p> <p>○統合後、事務所組織の集約化を具体的に検討を進める。</p> <p>○企業局プロパー職員採用の方向性を検討し、職員派遣の在り方の検討を進める。</p> <p>B:●市町村職員は地方自治法に基づき県に派遣し、企業局の身分を併任。詳細は今後調整。</p> <p>●給与・服务等は、派遣元市町村の制度を適用。詳細は今後調整。</p> <p>●給料・手当は、派遣元市町村の制度を適用、支給者は各市町村。詳細は今後調整。</p> <p>●退職手当は派遣元市町村、退職手当引当金は市町村等から継承する末端給水事業会計で負担。詳細は今後調整。</p> <p>●地域の意見を聴取するため市町村長会議を設置。</p> <p>○派遣内容について、今後、協定を締結。</p> <p>○湖北水道企業団職員は県企業局職員として採用。詳細は今後調整</p> <p>C:●災害時における現在の水道担当課の役割を経営の一体化後は市町村等水道事務所が担い、市町村等の災害対策本部の構成員となる。</p> <p>●発災時は、県水道事務所長を本部長とする「現地災害対策本部」を立ち上げ、副本部長に市町村等水道事務所長を充て、その下に班を設置。</p> <p>●災害時の施設復旧や応急給水に係る本局、各事務所、各市町村の役割分担を明確にし、迅速な対応が可能な体制を構築。</p> <p>●復旧資機材や、給水車、給水資機材など、災害事故発生時に、広域的に共同で使用できる体制を整備。</p> <p>C:○経営の一体化を踏まえた危機管理マニュアルを整備。</p> <p>D:●漏水時減免は、当面の間は、現行制度を維持。災害時減免は、災害の規模等により都度意思決定。</p> <p>E:●現行の営業窓口体制は、当面は現状維持。中長期的には最適化を検討。</p> <p>●下水道使用料の請求は、県企業局が受託。</p>

部会	検討項目例	決定済み重要事項、調整中の重要事項 (●：決定済み ○：調整中)
業務	A:投資・財政計画 B:水道料金体系	<p>A:●30年後の事業統合を見据え、経営水準向上・平準化を図るための投資・財政計画を策定</p> <p>●投資計画については、アセマネ基準で更新した場合、過剰な投資、急激な料金値上げが懸念されることから、事業費縮減を図るため、企業局が一括してAI管路評価を実施。</p> <p>●市町村においては、当該評価で得られる危険度、管路の重要性(防災拠点や病院等の接続、基幹管路等)を踏まえ、管路の危険度、更新の緊急度の高い管路から早急に更新し危険度を効率的に大幅に低減させるなど、管路更新に優先順位付け。</p> <p>●大規模な漏水事故をゼロ、小規模な漏水件数を年10件未満にすることを目標。</p> <p>●財政計画については、原則として、料金回収率100%、累積欠損金ゼロ、企業債残高対給水収益500%以下を達成。</p> <p>●各水道事業会計について当該水道事業ごとに区分経理することから、各事業における管路・施設設備の整備・更新、運転維持管理に係る費用等については、用水供給事業会計又は各末端給水事業会計の各々で負担。</p>
施設	A:水道メーターなどの給水装置、工事事業者指定等 B:建設・工務 C:運転監視、取水施設、導水施設、浄水施設等の運転・保全 D:水質管理	<p>A:●現行の給水装置の申込・設計審査等窓口は、当面は現状維持。中長期的には最適化を検討。</p> <p>●家屋建築時等を実施する給水装置工事の現指定事業者は、企業局から指定を受けたものとみなし、統合後に指定を受けた事業者は、経営統合対象市町村等の全ての給水区域での指定を受けたものとする。</p> <p>●指定事業者登録手数料について、経営統合後は統一。</p> <p>B:●入札条件は、当面の間、原則、市町村等の従前のルールにより実施。</p> <p>●市町村等水道事務所の入札契約業務、検査業務は、企業局で実施。詳細は今後検討。</p> <p>C:●水道施設の運転管理、維持管理等の体制について、当面は現状を維持。</p> <p>●水道技術管理者については、本局に用水供給事業と末端給水事業に各々設置。市町村等水道事務所には水道技術管理補助者を設置。</p> <p>D:●水質検査計画・検査体制については、当面は現状を維持。</p>

※組織改正に合わせて部会構成の見直しを検討中

6 企業局経営戦略の概要

1 目的

企業局の経営する水道用水供給事業、工業用水道事業及び地域振興事業の経営の健全化・効率化を図るとともに、中長期的な視点から、人口減少社会の到来や水道施設の更新需要の拡大など、経営環境の変化に適切に対応し、持続可能な事業推進を図ることを目的に経営戦略を策定

2 策定・改定状況

○平成 27 年 4 月 1 日 策定（計画期間：H27 年度～R 6 年度 [10 年間]）

・経営基盤の強化や財政マネジメントの取組、施設の長寿命化対策等

○平成 30 年 3 月 改定

・上工水の料金改定や県水転換促進のための料金減免制度等

○令和 7 年 3 月 計画期間の延長

・計画期間を 3 年間延長（計画期間：H27 年度～R 9 年度[13 年間]）

・上工水の料金改定、新たな土地造成事業の実施等

（今後の対応）

○令和 8 年度以降

経営戦略の策定に当たっては、今後の 10 年以上先を見据えた長期的な視点が求められるところ、現在、茨城県では市町村等の水道事業との経営統合に向けた検討の中で、28 市町村等と「水道事業の経営の一体化に関する基本協定」を締結するなど、令和 10 年の経営統合に向けた調整が進められている。

このため、次期経営戦略については、経営統合のタイミングに合わせて、市町村等の水道事業も含めた、統合後の新たな体制による計画を策定するため、作業を進めていく。

（参考）企業局経営戦略（H27 年度～R 9 年度）の概要

水道用水供給事業、工業用水道事業、地域振興事業各事業について以下の内容を記載。

1 経営の現状

事業の状況、収支の状況、施設整備の状況、事業の課題等

2 基本目標と事業執行方針

「計画的かつ効率的な経営の推進」や「安定した水の供給」等の基本目標と、具体的な事業執行方針

3 事業計画

(1)長期的な投資に関する方向性、(2)投資・財政計画、(3)経営基盤強化及び効率化への重点取組事項

4 数値目標及び年度目標の設定

基本目標や事業計画達成のための数値目標及び年度目標

7 地域振興事業の概要



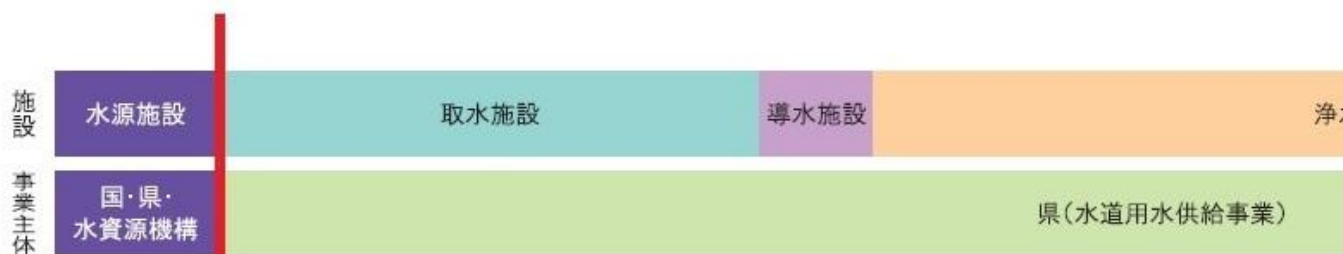
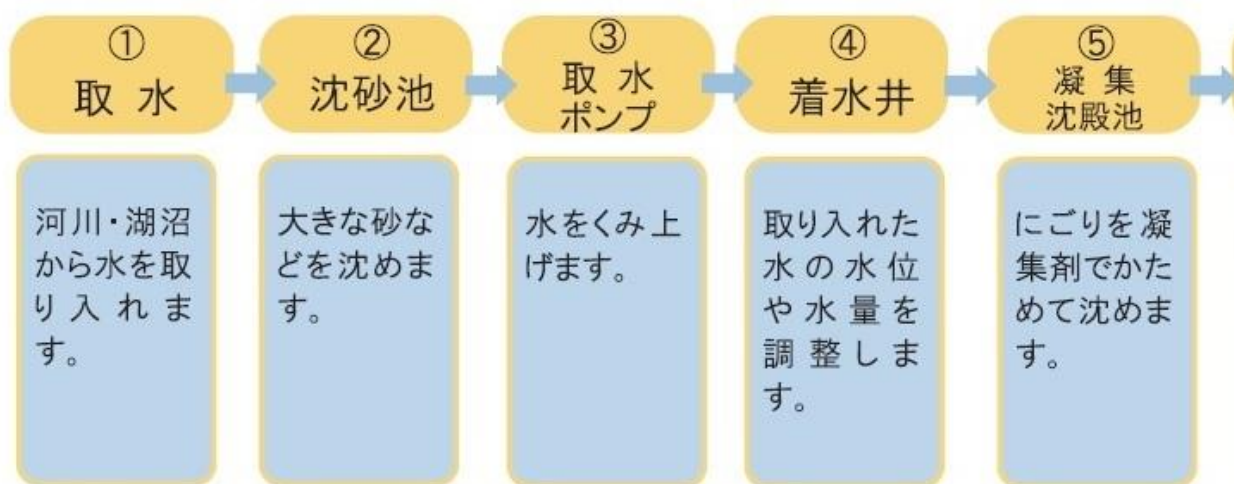
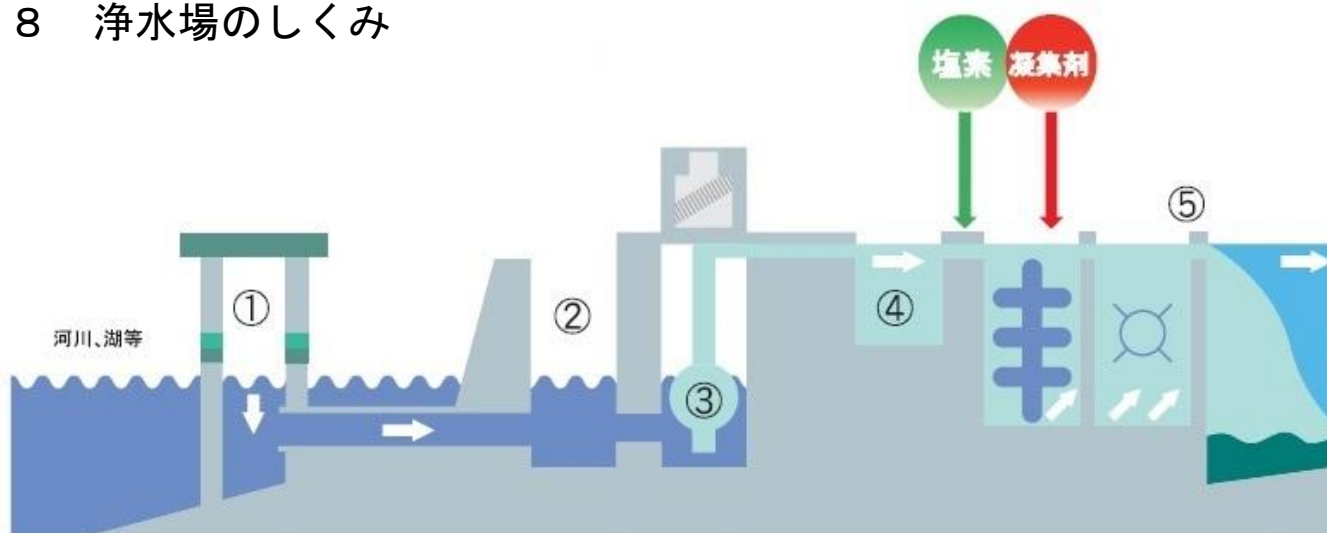
〈造成中の土地造成事業〉

事業名	坂東山地区土地造成事業（フロンティアパーク坂東）	
所在地	坂東市さしま台地内	
面積	総面積 約 71.9 ha / 分譲面積 約 58.9 ha	
事業費	約 180 億円	
事業手法	県による開発行為	
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得（令和4年度～） ・分譲開始（令和5年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事開始（令和5年度） ・造成工事・分譲完了予定（令和10年度～）

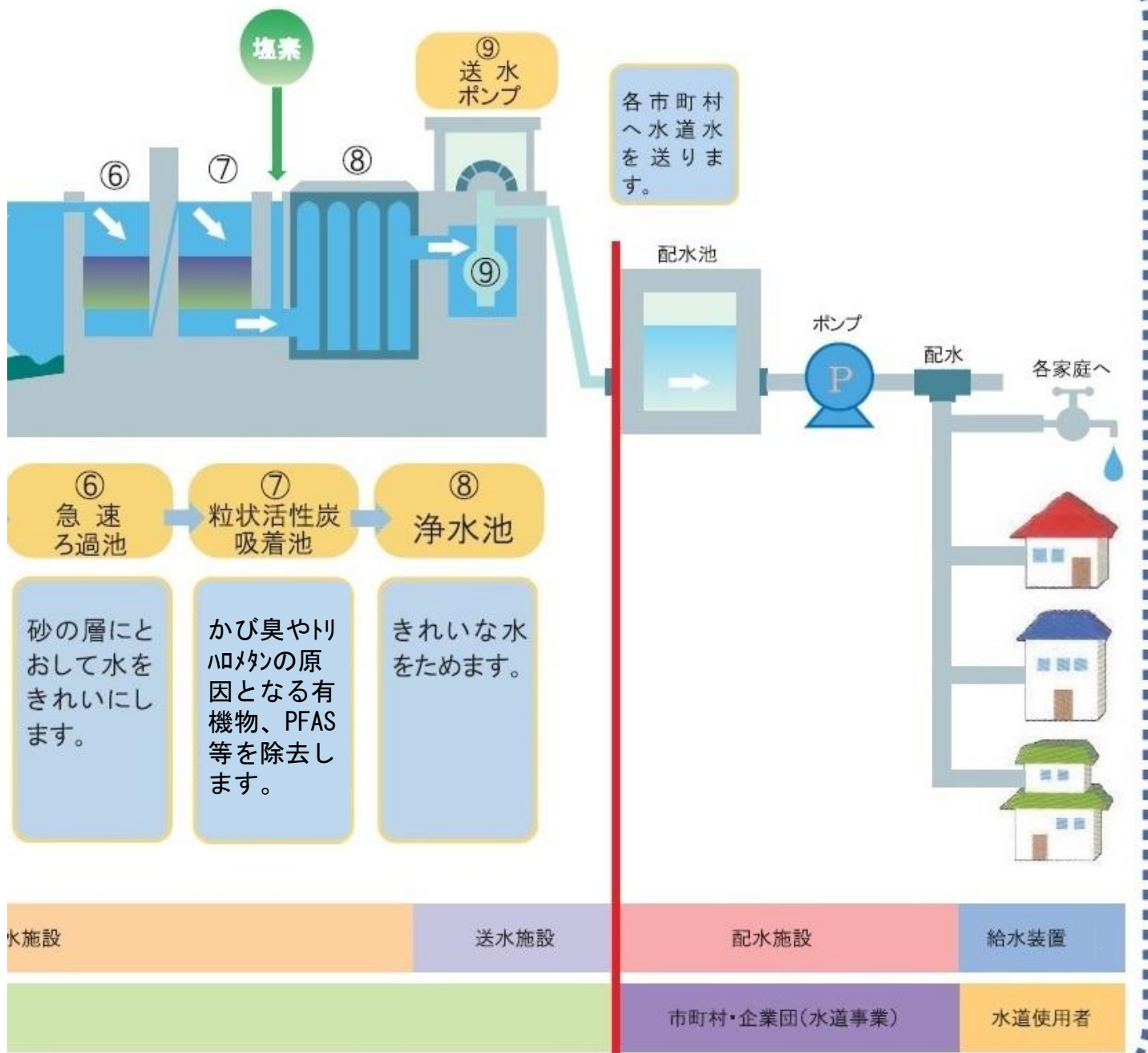
事業名	ひたちなか地区土地造成事業（常陸那珂工業団地 拡張地区）	
所在地	ひたちなか市新光町地内	
面積	(第1期拡張地区) 総面積 23.2 ha / 分譲面積 21.9 ha (第2期拡張地区) 総面積 38.3 ha / 分譲面積 35.3 ha	
事業費	(第1期拡張地区) 約 67 億円	(第2期拡張地区) 約 104 億円
事業手法	首都圏近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律による工業団地造成事業	
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> (第1期拡張地区) ・国有地取得、造成工事開始（令和5年度） ・分譲開始（令和6年度） ・造成工事・分譲完了予定（令和8年度～） 	<ul style="list-style-type: none"> (第2期拡張地区) ・国有地取得、造成工事開始（令和6年度） ・造成工事完了予定、分譲開始（令和8年度～）

事業名	阿見実穀地区土地造成事業【新規】	
所在地	稲敷郡阿見町実穀・小池・荒川本郷地内	
面積	総面積約 68 ha / 分譲面積約 50 ha	
事業費	約 271 億円	
事業手法	県による開発行為	
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得・造成工事開始（令和8年度） ・造成工事完了予定（令和12年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・分譲開始（令和9年度）

8 浄水場のしくみ



水源	浄水場	処理方法
霞ヶ浦	霞ヶ浦浄水場	生物処理+オゾン+粒状活性炭処理
	関城浄水場	粒状活性炭処理
	新治浄水場	粒状活性炭処理
	阿見浄水場	粒状活性炭処理
北浦	鹿島浄水場	粒状活性炭処理



水源	浄水場	処理方法
鰐川	鰐川浄水場	粒状活性炭処理
涸沼川	涸沼川浄水場	粒状活性炭処理
利根川	利根川浄水場	オゾン+粒状活性炭処理※
利根川	水海道浄水場	オゾン+粒状活性炭処理
鬼怒川		

※「オゾン+粒状活性炭処理」は1/2系列のみ

9 水質検査の概要

(1)水質検査体制

水質検査の種類	試験機関	検査内容
1 定期水質検査		
(1) 取水原水 水質検査	水質管理センター 各浄水場	水質基準項目、農薬、かび臭を主に全項目を検査
(2) 水処理工程 水質検査	水質管理センター 各浄水場	かび臭やトリハロメタン等を検査
(3) 浄水 水質検査	水質管理センター	水質基準項目、水質管理目標設定項目及び要検討項目等を検査
(4) 配水池 水質検査	水質管理センター	水質基準項目を中心に検査
2 日常水質検査	各浄水場	色度、濁度及び残留塩素をはじめ、pH 値、塩化物イオン等、水質管理上必要とされる項目を検査

※検査計画:水質基準に関する省令(H16.4.1施行、R8.4.1一部改正)に基づき年間の水質検査計画を策定。

検査結果の公表:水質基準項目については、検査結果を企業局のホームページで翌月に公表。その他の項目は、年1回水質年報として公表。

(2)検査項目

①水質基準

I.水質基準項目(52項目)・・・※全ての水道水に一律に適用される基準項目

- ・人の健康の保護の観点から設定されている項目(32項目:No.1～32)
- ・水道水として生活利用上障害が生じるおそれの有無の観点から設定されている項目(20項目:No.33～52)

II.水質管理目標設定項目(26項目・水質管理上留意すべき項目)・・・※水質基準を補完する項目

(26項目のうち、農薬類の項目の対象農薬は115種)

- ・浄水中で一定の検出の実績があるが毒性の評価が暫定的であるもの
- ・現在まで浄水中では水質基準とする必要があるような濃度で検出されていないが、今後、目標値を超えて検出される可能性があるもの

III.要検討項目(46項目)

- ・毒性が定まらない若しくは浄水中の存在量が不明等の理由から、水質基準項目及び水質管理目標設定項目のいずれにも分類できない項目

②水道水源監視のための水質検査

河川・湖沼のBOD、COD、栄養塩類、藻類等

③水道水等の放射性物質の検査

放射性ヨウ素、放射性セシウム

(3)水道 GLP(水道水質検査優良試験所規範)

企業局水質管理センターは、平成 21 年 2 月 24 日に(公社)日本水道協会から「水道 GLP 認定検査機関」として認定された。茨城県内の検査機関では初の認定取得となる。令和 7 年 8 月には認定の更新が認められた。

これにより、企業局の 10 浄水場から供給している水道水の水質検査について、第三者機関から高い検査精度と信頼性が保証される。

<認定内容>

- ・認定日:令和 7 年 8 月 24 日(初回認定 平成 21 年 2 月)
- ・認定範囲:水質基準 52 項目
水道水・浄水
- ・認定番号:JWWA-GLP045



水道 GLP(水道水質検査優良試験所規範)

水質検査の信頼性保証システムのひとつ。

水質検査を行う機関が必要な技術力と品質管理能力を兼ね備えているかについて、(公社)日本水道協会が審査し、認定を行う。GLP とは、「Good Laboratory Practice」の略称で、「優良試験所規範」の意味であり、水道水質検査以外にも、食品、医薬品などの分野での GLP が定められている。

10 水道施設の整備について

水道施設の整備にあたっては、新たに水道事業の経営の一体化に向けた施設整備を計画的に進め、施設の最適化を進めていく。また、企業局の経営の基本である「安全で安心な水を安定的に供給すること」に基づき、中長期的な財政収支の見通しを考慮したうえで、計画的・効率的に施設の耐震化や災害対策、老朽化施設の改築・更新などを進め強靱化を図っている。

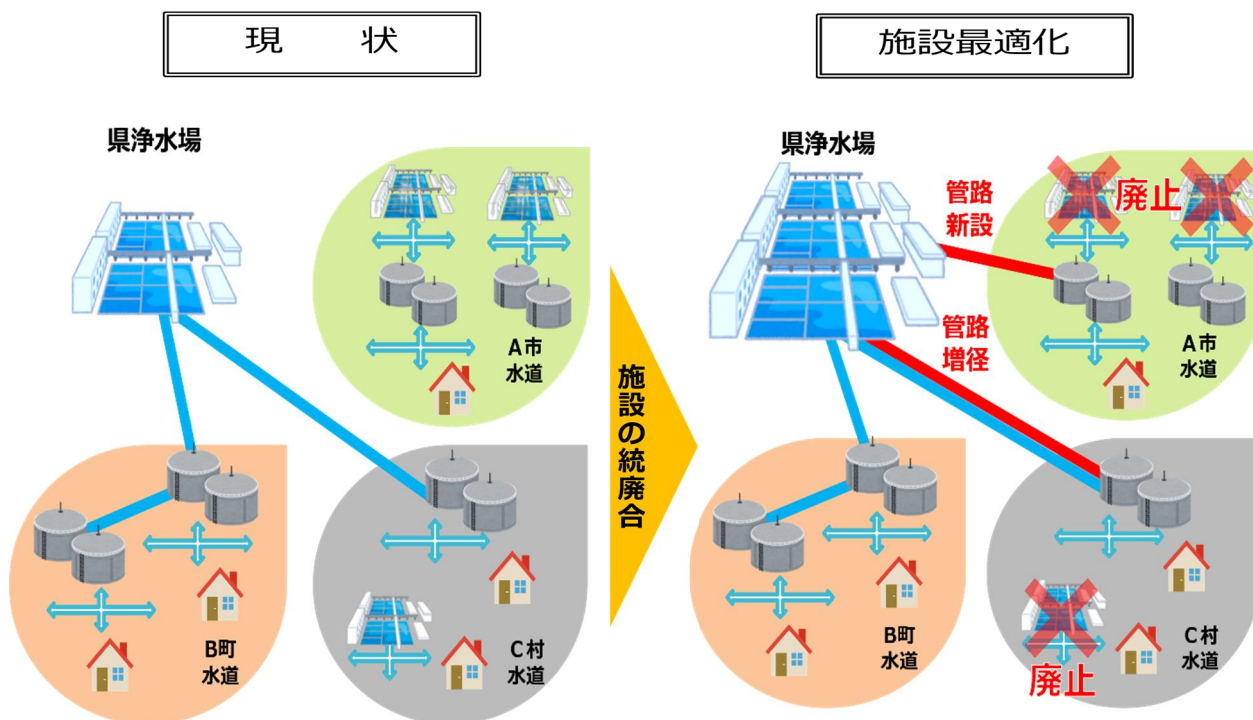
1 広域化に向けた施設整備

- 広域化に伴う施設最適化に向け、「浄水場の拡張」や「送水管の新設」などの整備を令和8年度から進めていく。
- 令和8年度は、浄水場の拡張及び送水管路の新設に向けた設計等を進めていく。

【広域化事業】

圏域 (事務所)	事業内容	(参考：2021年度 → 2070年度想定) 施設最適化による浄水場数
県南	—	8施設 → 4施設 (△4)
県西	関城浄水場の拡張、管路整備 (新設・増径)	34施設 → 6施設 (△28)
鹿行	管路整備 (新設・増径)	13施設 → 1施設 (△12)
県中央	水戸浄水場の拡張、管路整備 (新設・増径)	48施設 → 31施設 (△17)
県北 (区域外)	—	15施設 → 15施設 (△0)
計	浄水場拡張 2箇所、管路整備 (新設・増径)	118施設 → 57施設 (△61)

【広域化のイメージ】



2 水道施設の耐震化

令和6年能登半島地震をはじめ近年の大地震においては、水道施設の被害が甚大であり復旧に時間を要する状況にある。企業局は市町村等へ水道用水の供給を行っていることから、浄水場や基幹管路等の耐震化を着実に進めている。

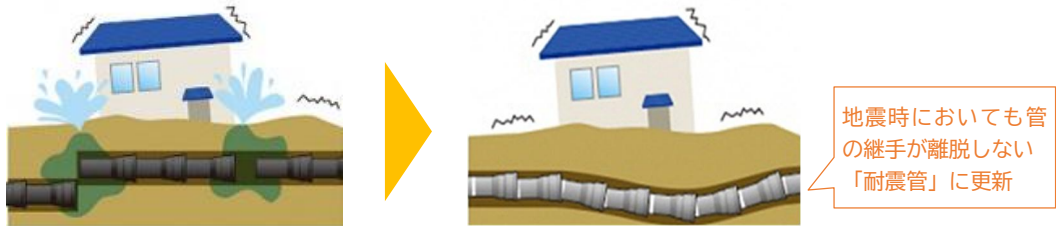
(1) 管路の耐震化・更新

- 東日本大震災による被害状況を踏まえて策定した「管路更新事業化計画」に基づき、地盤の液状化の危険度が高い区間の耐震化を優先的に行っている。
- 今後は、「AIを活用した管路老朽度診断」の結果を踏まえ、老朽化した管路の更新も含め計画的に進めていく。

【管路更新（耐震化）事業】 事業期間：平成24年度～令和9年度

種別	管路延長 (km)	H24時点 耐震化済延長 (km)	H24～R9 整備延長 (km)	耐震化率 (%)		
				H24時点	R7末見込	R9末見込
上水	773.9	417.6	114.5	54.0	67.3	68.8
工水	563.8	171.1	120.9	30.3	48.2	51.8
計	1,337.7	588.7	235.4	44.0	59.2	61.6

【管路耐震化のイメージ】



(2) 建築物等

- 平成12年度から「第1次耐震化事業」として、水処理の中核である浄水場の管理本館の耐震補強等を優先的に行った。
- 平成26年度からは「第2次耐震化事業」により、その他の建築物の耐震補強を行い、令和3年度までに完了した。また、災害時に応急給水を行うための広域水道事業間を結ぶ緊急連絡管の整備は、令和7年度に完了し、今後は運用方法の調整を進める。

【第2次耐震化事業】 事業期間：平成26年度～令和6年度

項目	浄水場名	内容
建築物 耐震補強	利根川浄水場	送水ポンプ棟、脱水機棟
	鹿島浄水場	取水ポンプ棟、送水ポンプ棟
	鰐川浄水場	取水ポンプ棟 他3棟
	霞ヶ浦浄水場	木原取水ポンプ棟
事業間 緊急連絡管	利根川～水海道	φ400 L=9.6km
	鹿島～水戸	φ300 L=11.4km

【建築物の耐震補強】



3 水道施設の停電対策

- 大規模災害による停電時においても、電力を確実に確保して浄水場の水処理及び送水を継続するため、順次、非常用自家発電設備の導入を進めている。
- 令和8年度は木原取水場、板戸井・小山取水場への整備を進める。

【導入状況】

浄水場		発電容量	完成年度
上水	関城浄水場	625kVA	R3年度
	鹿島浄水場	1,500kVA	R3年度
工水	鹿島浄水場	3,500kVA	H25年度
	那珂川浄水場	1,250kVA	H24年度
	水海道浄水場	625kVA	H27年度
	東町取水場	375kVA	H27年度

【非常用自家発電設備】



4 老朽化施設の計画的な改築・更新

- 企業局が所管する11浄水場では、電気・機械設備の老朽化も進んでいる。
- 水道事業の広域化の検討状況を考慮しながら、予防保全の考え方にに基づき、計画的・効率的に改築・更新を進める。

※企業局が設定している実耐用年数

計装設備（中央監視）：20年 ・ 電気・機械設備：30年

【改築・更新事業】 R8年度施工箇所

浄水場名	内容
阿見浄水場	設備診断
水海道浄水場	詳細設計
岡取水場	取水施設更新
水戸浄水場	詳細設計
水戸取水場	設備診断
涸沼川浄水場	詳細設計
新治浄水場	詳細設計
那珂川浄水場	基本設計

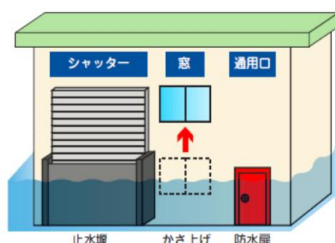
【排水処理施設の更新】



5 水道施設の浸水対策

- ハザードマップによって浸水被害が想定される企業局所管の水道施設は、「関東・東北豪雨」で被害を受けた3施設を含め24施設あり、これら全ての施設について令和4年度までに、防水扉の設置や設備の高所化など浸水対策・減災対策が完了した。

【浸水対策イメージ】



【防水扉の設置】



11 企業局のDX推進計画について

企業局のDX推進計画について

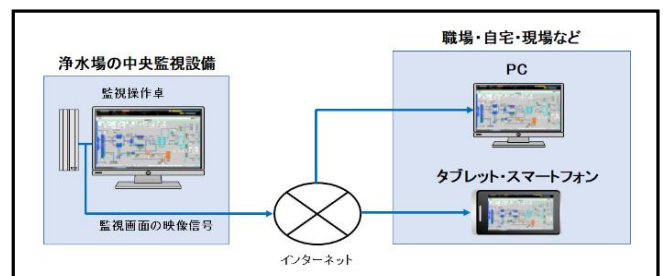
企業局では、人口減少など社会情勢が大きく変化する状況においても安定的に水道事業を継続するため、浄水場における「維持管理費用の増大」や「技術職員の減少」などの課題を踏まえ、令和3年度に「企業局DX推進計画」を策定し、AIやIoT技術を活用した業務改善を進めている。

主要事業の推進状況

① 中央監視画面の遠隔監視システム構築

大規模災害の発生時などに、浄水場の運転状況などを外部から確認することも可能とするため、中央監視画面を遠隔監視できるシステムを安価に構築し、令和4年度より運用している。

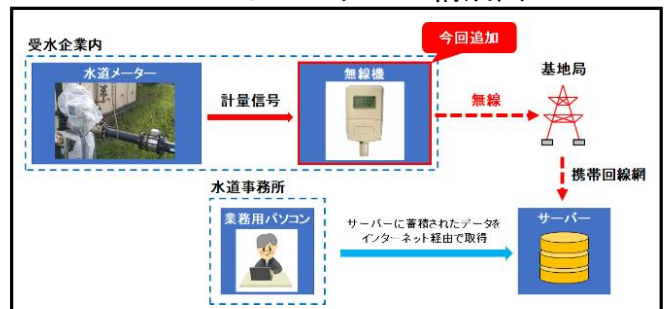
遠隔監視システムの構成図



② 工業用水スマートメーター導入

工業用水の検針に遠隔無線検針を導入し、検針業務の削減、受水企業の負担軽減及び受水量データ収集の迅速化を進めている。鹿島工業用水道事業に先行導入済みであり、令和8年度までに全工業用水道事業に導入する予定である。

スマートメーターの構成図



③ ドローンを活用した水道施設点検の推進

水道施設の老朽化が進む中、特に、水管橋（高所）や浄水施設（池の内面）等、点検が困難な箇所について、効率的かつ適切な点検を実施する手法として、空中・水中ドローンの活用を目指している。

無人航空機による水管橋点検



④ 施設更新周期の最適化

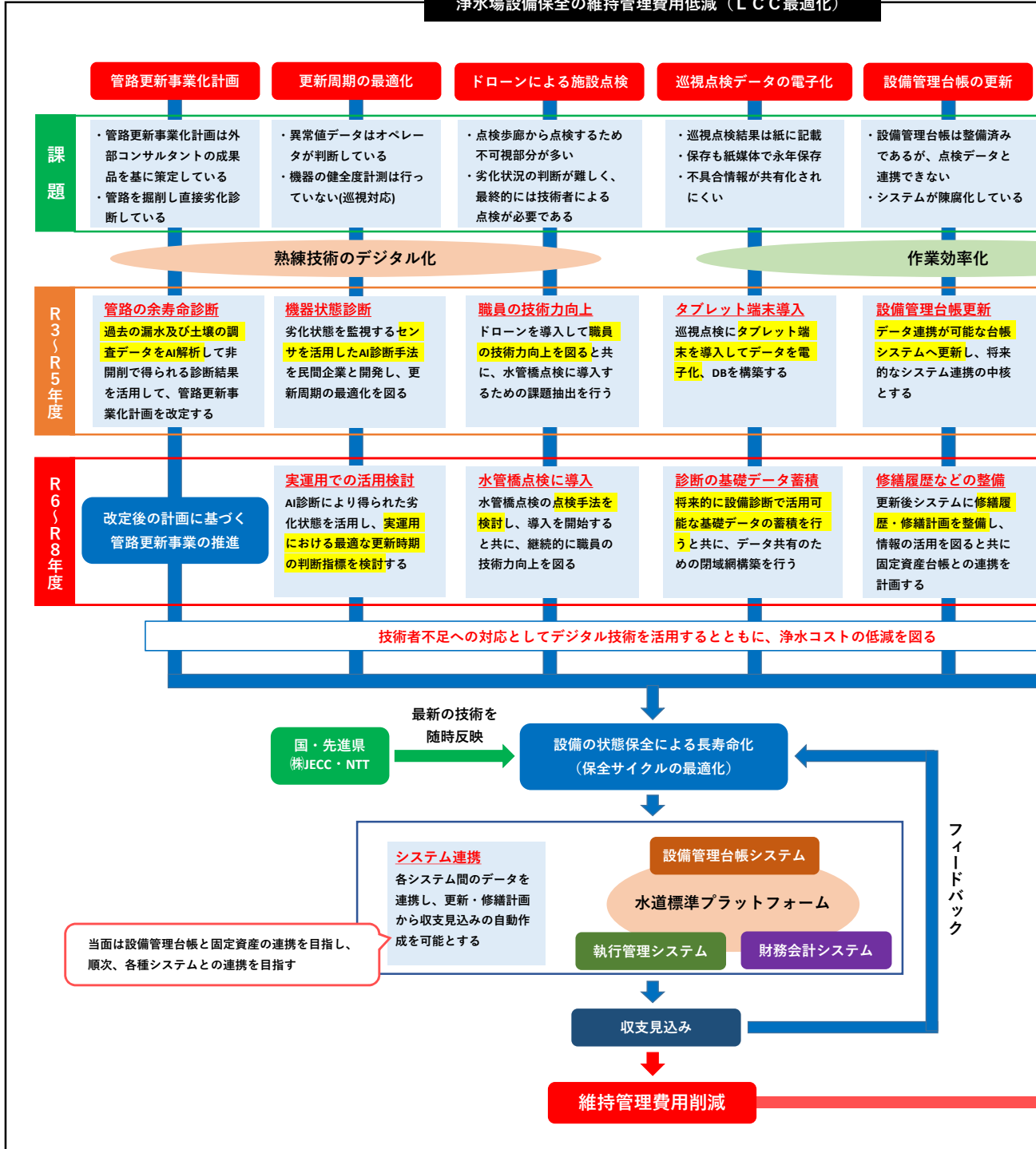
那珂川浄水場において、民間企業と共同でポンプの劣化状態を数値化するAI診断手法を開発中であり、将来的には最適な時期にポンプを修繕・更新するための指標として活用することを目指している。

ポンプへのセンサ設置状況



企業局DX推進計画

浄水場設備保全の維持管理費用低減（LCC最適化）



実施フロー図



12 独占禁止法違反に係る活性炭販売業者への損害賠償請求訴訟

令和元年11月22日、公正取引委員会において、地方公共団体が浄水場等で使用する活性炭販売業者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令が行われた。

企業局では、本結果を踏まえ、活性炭販売業者に対し令和3年3月10日付けで損害賠償請求及び令和3年4月15日付けで督促を行い納付がなかったことから、下記のとおり損害賠償請求訴訟を提起している。

記

- 訴訟提起日 令和3年11月24日
- 提訴裁判所 水戸地方裁判所
- 訴訟の相手方 本町化学工業株式会社 外9名
- 訴訟名及び件数 損害賠償請求訴訟 9件
本訴訟は、企業局の本局契約分1件及び各浄水場分8件、全9件として訴訟を提起。
- 請求額 2,498,029,770円
請求額は、当該不法行為により形成された現実の落札価格から、不法行為がなければ形成されたであろう落札価格を差し引いた額により算出。
- 請求の根拠 民法 第709条（不法行為による損害賠償）
第719条第1項（共同不法行為者の責任）
- 訴訟の進行状況 第一審判決 9件
2025（令和7）年9月25日までに相手方10名へ2,049,575,392円の支払いを命じる判決。
全9件ともに、各々の訴訟に応じて原告または被告が東京高等裁判所へ控訴。

第二審判決 8件
原告被告双方が追加的に書面による主張を実施し、争点及び証拠整理等の審議。
うち8件について、2026（令和8）年3月26日までに相手方8名へ1,908,259,511円の支払いを命じる判決があり、うち7件が2月14日までに確定。（残り1件は5月20日に判決予定。）